

2020年12月

J C B 集金代行の引落口座として山陰合同銀行の預金口座をご指定されるお客様へ

山陰合同銀行

【野村証券金融商品仲介】投信積立等の買付代金引落にかかるご注意事項

山陰合同銀行では、投信積立契約および株式累積投資契約での買付代金の引落において、法令上、当座貸越となるお引落を行うことが出来ません。

そのため、J C B 集金代行の引落口座として山陰合同銀行の預金口座を指定された場合、当座貸越（カードローンや総合口座貸越等）を利用できる範囲内であったとしても、お客様は当座貸越による買付が出来ませんので、ご了承願います。